

7月は国民健康保険税の本算定の月です

# 国民健康保険税

国民健康保険は、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

## 健康管理を

### 心がけましょう

日本では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、加入者が納めた保険税と、国などからの補助金を財源にしています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増加などにより、医療費は年々増加し、国民健康保険制度の財政状況は厳しいものとなっています。大切な保険税を有効に使うためにも、健康管理を心がけましょう。

## 本算定の納税通知書を

### お届けします

世帯主が国民健康保険に加入して  
いなくても、世帯の中に加入者がい

れば、世帯主に納税通知書を送付します。

○特別徴収(年金からの天引き)の  
本算定年税額から4月・6月・8  
月の仮算定税額を差し引いた額を、  
10月・12月・令和4年2月の3回に  
割り振っています。

○普通徴収の人  
1期(7月)から9期(令和4年  
3月)の9回に割り振っています。

## コロナウイルス感染症の

### 影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入が減少  
することが見込まれる場合、保険税  
が減免となる場合があります。詳し  
くは納税通知書に同封のチラシをこ  
覧ください。

## 特別徴収を口座振替に

### 変更できます

国民健康保険に加入している人全  
員(世帯主を含む)が65歳以上で、  
一定の条件を満たしている場合は、



【問い合わせ】

保険年金課

☎ 22・9659

FAX 26・0151

1

✉ hoken@city.iga.lg.jp

保険税を年金天引きしています。こ  
れを申請により口座振替に変更す  
ることができます。

※すでに口座振替に変更している場  
合は、改めて申請する必要はあり  
ません。

## 非自発的失業者に係る

### 保険税の減額制度

倒産・解雇などによる離職(特定  
受給資格者)や、雇い止めなどに  
よる離職(特定理由離職者)をした人  
で、離職日の時点で65歳未満の人は、  
前年の給与所得を100分の30とみ  
なして保険税を算定します。雇用保  
険受給資格者証と本人確認ができる  
ものを持参し申請してください。

### 【該当する離職理由コード】

11・12・21・22・23・31・32・  
33・34

【対象期間】 離職の翌日の属する月  
から翌年度末まで

## 保険税は被保険者に なった月から

「被保険者になった月」とは、市  
役所へ届け出をした月ではなく、他  
の市町村から転入した日や職場の健  
康保険を脱退した日など、国民健康  
保険への加入資格が発生した日の属  
する月です。

届け出が遅れると保険給付を受け  
られない場合があります。また保険  
税は国民健康保険資格の発生日まで  
さかのぼって納めていただきます。  
他の市町村へ転出したり、職場の  
健康保険に加入したなど、国民健康  
保険の被保険者でなくなった場合  
は、その月以降の保険税は課税され  
ませんが、届け出が必要です。

国民健康保険の届け出は、加入資  
格の発生日から14日以内に必ずし  
てください。



トピックス

# 国民健康保険証の更新

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(出)までです。

8月1日(日)から使える被保険者証は7月12日(月)以降順次、簡易書留で郵送します。8月1日(日)からは新しい被保険者証で診療を受けてください。

また、有効期限切れの被保険者証は、保険年金課または各支所住民福祉課の窓口へ返却するか、自分で責任をもって破棄してください。

## 記載内容を

### 確認してください

記載内容に誤りがある場合や、被保険者証が届かない場合は、ご連絡ください。



## 有効期限を

### 確認してください

今回発行する被保険者証の有効期限は令和4年7月31日です。ただし、次の場合は期限が異なります。

#### ○70歳になる人

70歳になる月の末日まで(1日生まれの人は前月末まで)

※新たに70歳になる人には、70歳になる月の中旬(1日生まれの人は前月の中旬)に「被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。

#### ○75歳になる人

75歳になる誕生日の前日まで

【保険証配達に関する問い合わせ】  
日本郵便(株) 上野郵便局  
☎21・3232  
※7月12日(月)～26日(月)のみ。

トピックス

# 国民年金のはなし

国民年金保険料を納めていないと、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した時、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

## 国民年金保険料の

### 免除制度を「ご存じですか

#### ◆保険料免除制度・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、免除や納付猶予を受けることができますので申請してください。

※申請者本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。

#### 【対象期間】

7月～翌年6月分

#### ◆学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。

#### 【対象者】

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校(修業

年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

#### 【対象期間】

4月～翌年3月

※いずれも、原則として毎年申請が必要ですが、

※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。その期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、速やかに申請してください。

## 免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の年金額が少なくなります。

ただし、免除や一部納付の期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができます。詳しくは、お問い合わせください。



#### 【問い合わせ】

保険年金課  
☎22・9659  
FAX 26・0151  
☐hoken@city.iga.lg.jp

#### 【申込先・問い合わせ】

保険年金課  
☎22・9659  
FAX 26・0151  
☐hoken@city.iga.lg.jp